

川崎市営住宅使用承継許可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）第20条の2及び同条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号。以下「規則」という。）第14条に定めるもののほか、市営住宅の使用承継の許可の事務手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(川崎市住宅供給公社の許可)

第2条 川崎市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、規則第14条第1項に基づく市営住宅使用承継申請書（以下「申請書」という。）が提出された場合で、同条第2項に該当し、かつ、同条第3項各号に該当しない場合は、同条第5項に基づき、市営住宅使用承継許可書を申請者へ交付する。

2 公社は、申請書が提出された場合で、規則第14条第3項各号のいずれかに該当し、かつ、同条第4項に基づき許可した場合は、使用承継許可報告書（第1号様式）をまちづくり局住宅政策部市営住宅管理課（以下「市営住宅管理課」という。）へ提出する。

(川崎市との協議)

第3条 公社は、申請書が提出された場合で、規則第14条第2項に該当しない場合は、使用承継許可の可否について川崎市と協議する。

2 前項の場合、公社は、使用承継許可協議書（第2号様式）及び使用承継許可調書（第3号様式）を市営住宅管理課へ提出する。

(川崎市営住宅使用承継許可審査会への付議)

第4条 市営住宅管理課は、前条第2項に基づき、公社から使用承継許可協議書が提出された場合は、使用承継許可の可否について、川崎市営住宅使用承継許可審査会（以下「審査会」という。）へ付議する。

2 審査会に付議するときは、使用承継許可付議調書（第4号様式）及び審査総括書（第5号様式）により行うものとする。

(審査結果の通知)

第5条 市営住宅管理課は、審査会の審査結果を、審査結果通知書（第6号様式）により、公社へ通知する。

(審査結果に基づく使用承継許可)

第6条 公社は、審査結果通知書に基づき、審査結果が許可の場合は、規則第14条第5項に基づき、市営住宅使用承継許可書を申請者へ交付する。

2 公社は、審査結果通知書に基づき、審査結果が不許可の場合は、市営住宅使用

承継不許可通知書（第7号様式）を申請者へ交付する。

（審査会への報告）

第7条 市営住宅管理課は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会報告書（第8号様式）により審査会に報告する。

（1）不許可となった者の住宅の明渡しが完了したとき。

（2）不許可となった者に対して明渡請求を行ったとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、まちづくり局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

川崎市まちづくり局
住宅政策部市営住宅管理課長 様

川崎市住宅供給公社住宅部長

使用承継許可報告書

川崎市営住宅使用承継許可事務取扱要綱第2条第2項に基づき、次のとおり使用承継許可について報告します。

住宅	住宅 号棟 号室	入居日 年 月 日
使用者氏名		
承継事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他	
	事由発生年月日 年 月 日	
承継事由が「その他」の場合の事由		
特別の事情により承継させることが必要であると認めた理由		

使用承継許可調書

住宅	住宅 号棟 号室	入居日 年 月 日
使用者氏名		
承継事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他	
	事由発生年月日 平成 年 月 日	
承継事由が「その他」の場合の事由		
面接等で把握した実情等		

使用承継許可付議調書

住宅	住宅 号棟 号室	入居日 年 月 日
使用者氏名		
承継事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> その他	
	事由発生年月日 平成 年 月 日	
承継事由が「その他」の場合の事由		
面接等で把握した実情等		
市営住宅管理課所見		

第7号様式

市営住宅使用承継不許可通知書

第 号

_____住宅_____
_____様_____

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の承継については、次の理由により許可しませんので、通知します。

許可しない理由

年 月 日

川崎市住宅供給公社 理事長 印

